

小学3～6年生の 通院医療費を助成します



石狩市子ども医療費助成の改正について

令和2年4月から新たに小学3～6年生の通院医療費が助成の対象となります

【改正前】(令和2年3月31日受診分まで)

対象者	診療内容	自己負担額
小学3～6年生	通院医療費	助成対象外
	入院医療費	〈非課税世帯〉 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 柔整、はり・きゅう270円(通院のみ) 〈課税世帯〉 医療費の1割(限度額57,600円/月)



【改正後】(令和2年4月1日受診分から)

対象者	診療内容	自己負担額
小学3～6年生	通院医療費 入院医療費	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 柔整、はり・きゅう270円(通院のみ)

- 重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を受給している小学3～6年生も令和2年4月1日受診分から初診時一部負担金のみになります
- 0歳～小学2年生は、助成内容に変更ありません
- 中学生の助成対象は、入院医療費のみで変更ありませんが、令和2年4月より所得制限がなくなります

〈受給者証の交付について〉

対象となる新小学3～6年生のお子さんには、4月からお使いいただける受給者証を令和2年3月末に送付します。

※生活保護・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成該当の方は申請不要です。

※子ども医療該当の新小学4～6年生は、事前申請が必要です。



■お問合せ
石狩市保健福祉部子ども家庭課
TEL0133-72-3128